令和5年度第1回動力車操縦者試験の合格者について	•••	2
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	•••	3
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請事案	•••	4
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	•••	6
一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案	•••	9
指定整備事業者等の行政処分について (株式会社ヤナセ)	•••	10
指定整備事業者等の行政処分について (有限会社伊藤自動車整備工場)	•••	11

令和5年度第1回動力車操縦者試験の合格者は下記のとおりである。

令和 5年 12月 14日



記

免許の種類	受験番号			
甲種電気車	05101, 05105, 05109,		05103, 05107,	
甲種内燃車	05112, 05116,	05113, 05118,	05114, 05119	05115,

以上

公示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行 規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和5年12月21日

関東運輸局長 勝山 潔

### 1. 申請事案の概要

(1) 事案番号: 23C28

(2) 事案の件名:一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請

(3) 事案の概要

① 申請年月日:令和5年12月7日 ② 申 請 者:関東鉄道株式会社

③ 適用路線:茨城県内の一般路線バスの全路線

④ 平均改定率:21.95%

⑤ 初乗り運賃:210円(現行:現金170円、IC168円)

⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位:円)

				\ <del>-</del>   <del>-</del> 1				
		片道運	通勤定期1ヶ月					
区間	現	行	申請	現行	申請			
	現金	ΙC	現金・IC					
水戸駅~県庁前	370	367	400	15, 540	16, 800			
土浦駅西口~阿見坂下	310	305	340	13, 020	14, 280			
土浦駅西口~つくばセンター	540	535	570	22, 680	23, 940			
取手駅~江戸川学園	180	178	210	7, 560	8, 820			
守谷駅西口~新守谷駅	230	230	260	9, 660	10, 920			
龍ケ崎市駅~白羽一丁目	510	504	540	21, 420	22, 680			

#### 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)~(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

#### 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課:自動車交通部旅客第一課

以上

#### ◎旅客自動車運送事業の運賃改定申請に関する事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年12月21日 関東運輸局長 勝山 潔

#### 〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請事案

番号 申請者 事案の概要(1.申請期間 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B33号 東京都特別区・武三地区都市型ハイヤー事業者 29者

- 1. 令和5年7月21日~令和5年10月20日
- 2. 東京都特別区·武三地区
- 3. 運賃改定申請の概要

以下(別紙)のとおり

1. 申請期間 令和5年7月21日~令和5年10月20日(受付期間:3ヶ月間)

2. 申請状況 (令和5年10月20日時点)

中護車	業者数	申請事業者の車両数												
申請事	未日奴	特定大	型	大型	<u> </u>	中型	ļ	計(A)						
法人	29	者	487	両	1,441	両	358	両	2,286	両				

地区全体の 車両数(B) 4,035 両

要請車両数割合 (A÷B)×100 56.65 %

3. 申請における所要増収率 11.5%~32.1%

4. 申請運賃概要

中明廷月	時間制運賃				長期契約運賃A					長期契約運賃B				距離制	運賃		- 待料金		割増運賃	割引運賃	
車種区	分	初	乗	加;	算	初	乗	加拿	初乗 加算			算	初	]乗	加算		ाज 👫 🎞		(特定大型)	中型車	
		時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	距離	額	距離	額	時間	額	割増率	割引率
	1	1時間又は 15km	7,640 円	30分又は 7.5km	3,470 円	1時間又は 15km	6,560 円	30分又は 7.5km	3,290 円	8時間又は 120km	37,120 円	30分又は 7.5km	2,790 円	7.5km	5,310 円	472m	260 円	2分35秒	230 円	2 割増	- 割引
	2	1時間又は 15km	7,700 円	30分又は 7.5km	3,630 円	1時間又は 15km	6,710 円	30分又は 7.5km	3,300 円	8時間又は 120km	38,720 円	30分又は 7.5km	3,190 円	7.5km	4,950 円	429m	250 円	2分30秒	270 円	2 割増	1 割引
	3	1時間又は 15km	7,720 円	30分又は 7.5km	3,510 円	1時間又は 15km	6,350 ~ 6,650 円	30分又は 7.5km	3,160 ~ 3,310 円	8時間又は 120km	35,830 ~ 39,010 円	30分又は 7.5km	2,860 ~ 3,110 円	7.5km	5,150 円	429m	250 円	2分30秒	270 円	2 割増	1 割引
	4	1時間又は 15km	7,890 円	30分又は 7.5km	3,590 円	1時間又は 15km	6,800 円	30分又は 7.5km	3,390 円	8時間又は 120km	38,320 円	30分又は 7.5km	3,060 円	7.5km	5,510 円	429m	270 円	2分30秒	270 円	2 割増	1 割引
	⑤	1時間又は 15km	7,920 円	30分又は 7.5km	3,600 円	1時間又は 15km	6,820 円	30分又は 7.5km	3,400 円	8時間又は 120km	38,500 円	30分又は 7.5km	3,050 円	7.5km	5,520 円	472m	270 円	2分10秒	270 円	2 割増	1 割引
大型車	6	1時間又は 15km	8,030 円	30分又は 7.5km	3,660 円	1時間又は 15km	7,510 円	30分又は 7.5km	3,740 円	8時間又は 120km	44,000 円	30分又は 7.5km	3,510 円	7.5km	5,970 円	429m	290 円	2分30秒	300 円	2 割増	1 割引
	7	1時間又は 15km	8,050 円	30分又は 7.5km	3,660 円	1時間又は 15km	6,940 円	30分又は 7.5km	3,460 円	8時間又は 120km	40,400 円	30分又は 7.5km	3,300 円	-km	- 円	-m	- 円	一分一秒	- 円	2 割増	1 割引
	8	1時間又は 15km	8,050 ~ 8,060 円	30分又は 7.5km	3,660 円	1時間又は 15km	6,930 ~ 7,110 円	30分又は 7.5km	3,450 ~ 3,540 円	8時間又は 120km	39,090 ~ 40,730 円	30分又は 7.5km	3,120 <b>~</b> 3,300 円	7.5km	5,610 ~ 5,760 円	400m~ 429m	250 ~ 280 円	2分10秒~ 2分30秒		2 割増	- 割引 1 割引
	9	1時間又は 15km	8,100 ~ 8,120 円	30分又は 7.5km	3,660 ~ 3,690 円	1時間又は 15km	6,930 ~ 6,990 円	30分又は 7.5km	3,440 ~ 3,490 円	8時間又は 120km	39,800 ~ 39,420 円	30分又は 7.5km	3,150 <b>~</b> 3,220 円	7.5km	5,610 ~ 5,900 円	400m~ 500m	250 ~ 320 円	2分10秒~ 5分	230 ~ 560 円	2 割増	1 割引
	10	1時間又は 15km	8,190 円	30分又は 7.5km	3,720 円	1時間又は 15km	7,050 ~ 7,060 円	30分又は 7.5km	3,510 ~ 3,520 円	8時間又は 120km	39,750 ~ 39,780 円	30分又は 7.5km	3,170 ~ 円	7.5km	5,710 円	429m	280 円	2分30秒	280 円	2 割増	1 割引
	11)	1時間	8,050 ~ 8,520 円	30分	3,660 ~ 3,870 円	1時間	6,930 ~ 7,340 円	30分	3,450 ~ 3,660 円	8時間	30,090 ~ 41,400 円	30分	3,120 ~ 3,300 円	-km	- 円	-m	- 円	一分一秒	- 円	2 割増	1 割引

〇参考(現行運賃(上限))

	時間	制運賃		長期契約運賃A				長期契約運賃B					距離制:	運賃		结拟全		割増運賃	割引運賃
分 初乗 加算		算	初乗		加算		初乗		加算		初乗		加	算	1寸14並		(特定大型)	中型車	
時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	時間又は距離	額	距離	額	距離	額	時間	額	割増率	割引率
1時間又は	6,710 円	30分又は	3,050 円	1時間又は	5,780 円	30分又は	2,880 円		32,580 円	30分又は	2,600 円	7.5km	4,680 円	429m	230 円	2分30秒	230 円	2 割増	1 割引
	寺間又は距離	初乗 寺間又は距離 額 1時間又は 6.710 円	時間又は距離     額     時間又は距離       1時間又は     6,710 円	初乗   加算     時間又は距離   額   時間又は距離   額     1時間又は   6,710 円   30分又は   3,050 円	初乗   加算   初到   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   1時間又は   6,710 円   30分又は   3,050 円   1時間又は	初乗   加算   初乗     時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   1時間又は	初乗   加算   初乗   加3   1時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   1時間又は	初乗   加算   初乗   加算   加算   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   日時間又は 距離   30分又は   3.050 円   1時間又は   5.780 円   30分又は   2.880 円	初乗   加算   初乗   加算   初   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   1時間又は   1時間又は   5,780   円   30分又は   2,880   円   8時間又は	初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗     1時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   1時間又は   30分又は   3.050 円   1時間又は   5.780 円   30分又は   2.880 円   8時間又は   32.580 円	初乗	初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   加算   加算   同間又は距離   額   時間又は距離   額   日時間又は	初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   お	初乗	初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   加算   初乗   加   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   時間又は距離   額   距離   額   距離   1時間又は   1時間可以   1時間知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知	初乗	初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   初乗   加算   加算   加算   加算   加算   加算   加算   加	初乗	初乗

5. 現行運賃改定

平成31年2月22日公示 (平成31年4月1日実施)

# ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年12月21日 関東運輸局長 勝山 潔

# 〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B31号 合同会社 K'sケア・プランニング

- 1. 令和5年10月26日
- 2. 相模·鎌倉地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

#### (ア) 普通車 下限運賃

# ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年12月21日 関東運輸局長 勝山 潔

# 〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B32号 株式会社 輪

- 1. 令和5年11月9日
- 2. 群馬県A地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

 (ア) 特定大型車
 D運賃

 (イ) 大型車
 E運賃

 (ウ) 普通車
 F運賃

# ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に 次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年12月21日 関東運輸局長 勝山 潔

# 〇一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 番号 申請者 事案の概要(1.申請年月日 2.運賃適用地域名 3.申請概要)

23B34号 合同会社 福生訪問看護ステーションこころ

- 1. 令和5年11月15日
- 2. 多摩地区
- 3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要 下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

(ア) 特定大型車 下限運賃(イ) 大型車 D運賃(ウ) 普通車 下限運賃

### ◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第86条の規定に基づく、期限更新を認めない事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の 期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を神奈川運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出 されたい。

- 1. 参加しようとする者の氏名及び住所
- 2. 事案の件名
- 3. 当該事案について利害関係を有することの疎明 令和5年12月21日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 23B35

- 事業者の氏名及び住所 濱田 正弘 神奈川県横浜市
- 2. 予定される処分内容 道路運送法第86条に基づく、一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー事業に限る。)の 期限更新を認めない処分
- 聴聞の期日
   令和6年1月16日(火)午前11時00分
- 4. 聴聞の場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎18階 関東運輸局自動車交通部旅客第二課 電話045(211)7246

道路運送車両法第93条及び同法第94条の8第1項の規定に基づき、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名又は名称及び住所 株式会社ヤナセ 代表取締役 吉田 多孝 東京都港区芝浦一丁目6番38号
- 2.事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号株式会社ヤナセ 熊谷支店 埼玉県熊谷市広瀬153番地認証番号 第4-961号 指定番号 関東指第4-1745号
- 3. 処分の内容
  - (1)自動車特定整備事業の事業の停止命令 停止期間 令和5年12月18日 から 令和6年 1月11日 まで 25日間
  - (2)保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和5年12月18日 から 令和6年 2月 5日 まで 50日間
- 4. 処分の理由

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の5第1項、同法第100条第1 項及び同法第100条第2項の規定違反

令和5年12月18日

関東運輸局長 勝山 潔

## 公示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、 指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

- 1. 事業者の氏名又は名称及び住所 有限会社伊藤自動車整備工場 代表取締役 伊藤 聡 千葉県銚子市春日町233番地
- 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号 有限会社伊藤自動車整備工場 千葉県銚子市春日町233番地 認証番号 第3-824号 指定番号 関東指第3-731号
- 3. 処分の内容
  - (1)保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令 停止期間 令和5年12月18日 から 令和6年 3月26日 まで 100日間
  - (2)自動車検査員の解任命令 解任年月日 令和5年12月18日 教習修了番号 第50295号
- 4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、第94条の6第1項、同法第94条の6第2項及び同法第100条第2項の規定違反

令和5年12月18日

関東運輸局長 勝山 潔